

令和4年 天草市農業委員会第7回総会議事録

令和4年6月24日天草市役所本庁2階第1会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番 | 本田 実 君 | 2番 | 山下 和 弘 君 |
| 3番 | 金 棒 康 二 君 | 4番 | 淀 川 洋 一 君 |
| 5番 | 猪 原 真 滋 君 | 6番 | 中 村 三 千 人 君 |
| 7番 | 野 中 幸 廣 君 | 8番 | 平 岡 敬 則 君 |
| 9番 | 川 口 明 君 | 10番 | 富 崎 ます み 君 |
| 11番 | 黒 川 紀 世 子 君 | 12番 | 端 田 睦 子 君 |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

13番 山並 彰 一 郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 上 原 和 之 | 係 長 | 松 本 馨 |
| 書 記 | 井 上 拓 海 | 書 記 | 浦 川 優 也 |
| 書 記 | 濱 朋 也 | | |

4、議事日程

開 会

| | | |
|------|-------|-----------------------------|
| 日程第1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議第72号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議第73号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議第74号 | 事業計画変更申請について |
| 日程第5 | 議第75号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議第76号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第7 | 議第77号 | 非農地証明書交付申請について |
| 日程第8 | 議第78号 | 空き家に付属する農地の指定について |
| 日程第9 | | 報告事項について |

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 7 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。梅雨明けのような大変暑い日々が続いております。農作業も気温が上がり大変だとは思いますが、お体に気を付けながら頑張ってくださいと思います。また、現在最適化推進委員さんが現地調査を行っておられます。農業委員さんにお声掛けがあった場合は、ぜひ協力していただければと思います。そして 6 月 20 日に熊本市内の方で県の農業委員総会が行われました。その中で、農業委員・推進委員の皆さんには、報告書を月に最低 6 件は、提出していただくようお願い申し上げます。現場確認を農業会議としては、月に 15 件ほど活動をして欲しいとの事でした。偶然、農家の方と会って、農地の貸し借りについて数分話した。このような活動も 1 回分となりますので、積極的に活動していただければと思います。さらに、コロナウイルスについてです。天草では 15 件から 35 件と日によって報告数は違いますが、これからも注意をしながら、皆様のご指導をいただきたいと思います。本日は 3 条が 4 件、4 条が 5 件、5 条が 11 件、事業計画変更が 1 件、利用権設定が 17 件、非農地が 4 件、空き家に付属する農地の指定が 1 件、合計 43 件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、13 番山並委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が、ご出席でございますので総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議事の進行は会長をお願いいたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9 番川口委員、10 番富崎委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 72 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。下浦町の譲受人は船之尾町の譲渡人より、下浦町の畑 796 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は、隣接農地と一緒に管理

をする計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。6月20日に現地確認に行きました。正確な場所というのがよく分からなかったので、申請者のところへ行き案内をしていただきました。スクリーンのとおり、赤線で囲ってある場所です。そこは樹園地というよりは、法面に近い場所ですが、その下には樹園地が広がっていました。譲受人は若く、これからも規模拡大をする予定とのことで、安心して見て参りました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、佐伊津町の田1979㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。6月21日に堤内推進委員さんと現地確認に行ってきました。飼料稲をきちんと植え付けてあり、何ら問題はないと思われました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑607㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請

地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。ここの土地は、先々月から見に行っている場所です。当時は、今の写真よりもいっぱい草が生えており、その後に耕起をされたのかなと思っています。問題はないと思いますけども、最初は駐車場となっていた場所に土を入れただけの状態となっていたので、これから再開されるかを見ていきたいと思っています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田と畑 13757㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■と■■■へ約■■km、■■■kmと■■■km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で6枚あります。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。6月22日に松下最適化推進委員と事務局の職員合計4名で現地確認に行きました。令和2年12月の3条許可で息子さんに譲渡されたということですが、家業である建設業に専念せざるを得なくなったという理由から、今回の申請に至ったという話を聞いております。農地はきれいに草刈りがされており、特段問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第73号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は五和町の個人で、亀場町の畑1.9㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地が手狭で拡張をしたいため、住宅1棟、駐車場6台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。井上推進委員さんと現地確認に行ってきました。先ほどの写真の中に5条もありましたけども、4条申請は赤枠の部分だけなので、ほんの少しの面積での申請となっています。すでに造成され、始末書が出ており問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、丸尾町の田750㎡を共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で

す。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅 1 棟、駐車場 19 台、自転車置場、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。6 月 21 日の現地確認を致しました。現在は畑になっており、所有者は申請地付近で、アパート経営をされている方です。何か月か前の総会で、この近くに駐車場として、転用された案件もあり、商業地、住宅地が広がっておりますので、アパート経営をされるには、もってこいの場所かなと判断いたしました。特に問題はないと思いますので、審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3 番について説明します。転用者は北原町の個人で、北原町の畑 63 m²を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅へ進入するための通路が必要なため、通路として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。こちらも 6 月 21 日に現地確認を致しました。事務局の説明で、転用される通路のすぐ横に建築中の建物があったと思いますが、以前申請があっ

て、住宅を建築されている場所です。転用される場所はすでに、以前から舗装されており、自宅に入るための通路ということでありまして、始末書も提出されておりますし、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑107㎡を通路及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペース及び自宅へ進入するための通路が必要なため、駐車場2台、通路として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに一部通路になっているため始末書が提出されています。また、4条の1番・4番・5番については、5条申請で相談をされたときに、事務局で他に無断転用されているところがないか確認したところ、通路や宅地の一部となっていた場所がありましたので、併せて申請をさせていただいた案件になっております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。この件につきましては、6月21日に池田推進委員さんと現地確認を致しました。ただいま事務局が説明の通り、一部が宅地になっているということで始末書が提出されております。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑532㎡を牛舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、畜産を営むために牛舎が必要なため、牛舎1棟、駐車場1台、運動場として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。昨日の夕方、地元の馬場推進委員と現地確認をして参りました。事務局から説明があった通りです。始末書も提出されています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第74号、事業計画変更申請についてを議題とします。それでは事務局より関連する5条申請とまとめて説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の5ページと6ページをご覧ください。事業計画変更1番と5条1番について内容が関連しているため、まとめて説明します。この案件は令和4年1月27日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けたもので、事業計画を変更したいというものです。申請事由につきましては、許可後に業者と打ち合わせをした際、予算が変更となり、業者を変更することになり、それに伴い、住宅の配置も変更となり、敷地面積が増えることになったため申請されました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが

可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。現地は、業者が変更になったものの、転用許可をとっているので計画を進めてもいいと思われ、既に建築途中となっております。事務局で現地確認した際に、建築されているのが分かり、すぐに工事を止めてもらっています。また、赤色・青色で囲んだ部分は、令和4年1月に [REDACTED] [REDACTED] として利用されていたため、農地に戻す誓約書をとっている場所でありながら、クラッシュランが敷いてあったため、事務局ではがすように指導し、既にはがしてある状態です。次が事業計画変更前の配置図です。次が変更後の配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業計画の変更に伴い、駐車スペースが不足したため、住宅1棟、駐車場2台、通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので事業計画変更は承認、5条は許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第75号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より2番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の6ページをご覧ください。2番について説明します。転用者は五和町の個人で、亀場町の畑187㎡を売買により取得し、駐車場及び通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した [REDACTED] [REDACTED] から [REDACTED] へ約 [REDACTED] km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、実家の駐車スペースが不足しているため、駐車場5台、通路、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに一部通路になっているため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先ほどの件とほとんど一緒なのですが、気になったのは、通路となっている部分は、家の入口ですよね。そこをずっとそのままにされていた

のが、不思議に思いました。そして駐車場となる部分が畑といわれた部分は田んぼだと思えます。少し段差があるのを確認し、埋められるものと判断しました。通路の部分に関しては、長い間通路として使われていたことが気になりますが、始末書が出ておりますので、特段問題ないと思えます。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが一、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑218㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、通路として整備し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当してありません。なお、駐車場として利用されていたため、譲渡人より始末書が提出されています。また、違反転用状態の隣接農地についても速やかに転用申請を行う旨を示した誓約書も譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。6月20日に現地確認に行つて参りました。この土地は何度も訪れたことがある場所です。かつては農地でしたが、ほとんどが宅地用に区画整備をされた場所になります。現地は、とても広く感じましたが、三区画のうちの一つということでした。今後もこの地域に来ることになるとは思いますが、農地として復元するのは、現実的ではなく、やむを得ないのではないかと感じながら見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが一、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 4番について説明します。この案件は、令和3年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和4年4月に除外されたものです。転用者は川原町の法人で、楠浦町の田1312㎡に賃貸借権を設定し、重機置場及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、重機置場及び資材置場が必要なため、重機置場7台、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。この場所は、先の方で非農地申請があった場所ではないかと思っています。そここのところは盛り土がしてあり、浦上推進委員さんと初めて現地確認にいったのですが、畑じゃないのではないかと驚いておられました。農振農用地の除外申請が完了したので申請をしたとの事でした。今から均して平らにされていくものと判断いたしました。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の7ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は新和町の個人外1名で、楠浦町の畑310㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可でき

ませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場4台、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。こちらも浦上推進委員さんと一緒に現地確認に行ってきました。隣接している住宅の現地確認を昨年確認に行きましたが、今回はその奥の農地の転用申請ということです。今回通路を作って、住宅を奥の方へ建てられるものと判断をしました。スクリーンの現地の写真よりもきれいに草刈りをされていました。申請書等も確認しましたが、特段問題があるものは、ありませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は城下町の法人で、丸尾町の田と畑1396㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材置場が必要なため、資材置場、通路として整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。こちらも6月21日に現地確認を致しました。事務局の説明のとおり、商業施設と住宅に囲まれた田んぼです。資材置場に転用ということですが、私の個人的な意見としては、ここはおそらく、分譲住宅地になるのではないかと考えています。というのも、資料を見ましたら、この田んぼを数百万円ほどで購入されたそうですが、本渡北地区は、1坪数十万円くらいするので、この申請地も同様と思います。ですから、資

材置場としては、非常にもったいないのではないかと考えています。そのことに関しては農地法的にも特に問題ないとは思いますが、譲受人が建設会社の法人ということを考えても将来的にはそうなると思っております。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑 60 m² を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場 2 台として整備し利用する計画です。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。申請地は、先ほどの4条申請の許可が出た農地の隣になり、6月21日に池田最適化推進委員と二人で現地を確認しました。何ら問題はないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田 405 m² を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した

県道大宮地宮地岳線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが土砂災害警戒区域にあり、区域外に家を建てたいため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の 14 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。6 月 21 日に最適化推進委員の小田さんと現地確認を致しました。ただいま、事務局から説明があった通りですが、ここに家が建つにあたって心配なことがあります。実はこの場所は、スクリーンの写真を見ただけであればわかる通り、田んぼなんですよ。農業委員会として、許可を出してもいいと私は、判断しておりますが、家の造成工事をする際に何らかの措置を行う必要はないのでしょうか。現地確認の結果、農地を個人住宅に転用すること自体に問題はないと思っています。ただ、ここは雨が、まとまって降ったりすると、道路に水が溢れるようになるところです。現地確認をした時もそうでした。なんらかの対応策が必要とは思いますが、農業委員会として、許可をする分には、何も問題ないとの判断を重ねてお伝えします。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明と意見を述べていただきました。この一帯について、防災上の様々な問題があるのであれば、それらは、担当のところに相談をお願いします。農業委員会としては、今から許可の審議をしていきますけども、何らかの形で許可書交付と一緒に事務局の方から、農業委員会全体で注意が必要な場所という意見が出たというのをお伝えしていただきたいと思います。許可自体は今から審議にかけたうえで許可するかどうかを決めていきたいと考えております。ただいまの説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先ほど中村委員さんから、水害で水が田から出てくるという事でしたので、もし農業委員会として許可したとしても、また事業計画変更とかになるという可能性が非常に高いのではないかと思います。その点を申請者に事務局として確認をされた方がいいのではないかと思います。以上です。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。許可申請があったときに、川のそばにある申請地を見に行くことがよくあって、推進委員さんからも「ここはよく水が来るところです。」と言われることもあって、とてもドキッとしています。以前、井上推進委員さんと現地確認に行った時も、「よく川の近くに家が建ちますよね」と言われていました。防災マップを見る

と、危ないところも結構ありました。なので、農業委員会で許可は出来ませんが、防災視点で見た時に本当に大丈夫なのかなと思う土地がいくつかあります。なので、許可されたからといわれたらどこか心苦しいなと思う事は、結構あります。だからそのことは気にかけていただければなと思っています。以上です。

○議長(本田実君) ただいま委員さんから意見が出ましたけれども、このことに関して事務局より回答をお願いします。

○事務局(松本馨君) いただきましたご意見ですが、防災の担当課と、このことに関して取り決めた後でも、申請の段階で、懸念される場所というのは挙がってくる可能性は高いと思っております。そうした中で、事務局としましても、防災マップ上の危険箇所該当する場合もあると思います。そうしたところを把握した上で、申請を受け付け、情報提供をしていきたいと考えております。農業委員さんの中でここは少し気になるという場所がありましたら、現地確認の際に確認をお願いします。中には川があふれると災害が発生する場所に家を建てようとされる場合もあると思いますが、その際は事務局の方へご連絡いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長(本田実君) この件につきましては、ただいま心配をされる声が複数ありましたので、審議の期間を1ヶ月延ばそうかなと考えております。申し訳ありませんけれども防災の方とも協議をしたうえで進めていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○事務局(浦川優也君) よろしいでしょうか。災害の事に関しましては、現在譲受人の住まわっている場所が、土砂災害警戒区域にあります。速やかに区域外へ家を建てたいので、今回この場所に申請があがってきております。中村委員さんが言われていた、田んぼで、水が沢山出てくる深田に家を建てられるのは、心配というのは理解できますが、それで審議の期間を延ばすというのは適切ではないと思います。

○議長(本田実君) ただ、新和町の委員さんで、そのような見解をされている方がいるというのは、考慮しなくてははいけません。もちろん危険箇所に指定されていないので、許可を出せばそれでいいかもしれません。ただ、もし許可を出して、万が一のことがあったときに、その責任が農業委員会に来るのではないかというのが心配な点です。なので、田んぼを埋め立てたり、U字溝やL字溝などを入れたりして、水が入らないようにするなどの計画をしていただき、災害に遭わないような形で、家を建ててもらいたいという意見が出てきております。そのことはおかしいことではないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 農業委員会が許可するかどうかを判断するのは、農地を転用することに問題がないかとなっています。該当する場所に安全に家を建てられるかどうかを判断する許可というのは農業委員ではないまた別の機関が行っています。それを農業委員会が判断す

る権限がないにもかかわらず、そのことを理由に判断を延期にするというのは、適切ではないと思います。また、この申請は、農業委員会や事務局からこの場所に家を建ててくださいと言ったものではなく、あくまで譲受人が申請をされている場所になりますので、そのことも頭に入れていただけたらと思います。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。工期について、申請に係る用途の4番に書いてありますが、7月1日から着工すると書いてあるので、今回許可を出さないと、着工に移られないようなことも、考えられます。農業委員会としての許可は、事務局が言われた通り、今出しまして、後の着工に係る、建設許可を出された場合に、何らかの形で農業委員会としての意見を反映させるべきかと思います。さらに12月31日には、工事完了の予定になっています。これを1ヶ月ずらすとなると、もう今年中には出来上がらない可能性も考えられます。私としては、農業委員会としての許可は出しておかないと、大変なことになるのではないかと考えております。

○事務局(上原和之君) 配置排水図を申請者の方からつけて申請していただいている訳ですが、その部分で確認をしていただくというようなことになるとと思います。先ほども言いましたように、あくまで申請者の意思でありますので、そこを考慮しながら審議していただきたいと思っております。

○議長(本田実君) わかりました。では事務局の意見というのはわかりませんが、市としては危なくしないために委員さんも意見を言われているので、農業委員会の許可とは別々だからよいとはならないと思います。市とすれば、危険な所に家を建てていいわけではないですからね。

○事務局(浦川優也君) ただ、法律は、全く別になります。きちんと別の法律で、農業委員会以外のところに市の機関があります。建築課や危機管理課などです。家を建てる以上は、そちらの方でもきちんと申請をされていると考えています。もしも法律上などで問題が発生した場合は、担当の部署で指導が入ることが予想されます。その判断は、専門の部署に委ねた方がいいのではないのでしょうか。

○議長(本田実君) ですから、その前に変更が必要ならば、していく必要があると思います。これだけ多くの皆さんが危険と判断している以上は。農業委員の許可としての判断だけをしていけばいいではなく、中村委員さんの意見として、市民の安全性を考えて、ここまで言うてくださっているのです、これを解決しないことには先に進めないと思いますがどうでしょうか。

○6番(中村三千人君) 6番中村です。元から言いましたが、農業委員としては宅地とする許可はするつもりでいます。ただ本当に水の多いところで、私も危ないのではないかなと心配

で、農業委員会で許可を出した後に、土木課や建設課などの担当で、何か水が入らないような防護策をしないと許可は出ず、家が建てられなくなるような方法はないですかという質問をさせていただきました。決して農業委員としてこの案件の許可をしないというようなことではないことをお伝え致します。

○議長(本田実君) 私が考えたことは、先に野中委員さんが言ってくださいましたから省略いたしますが、やはり危ないとわかっている場所に家を建てることを知っていながら、農業委員が許可を出したということになりますと、その場所で万が一、災害が発生すると、それを許可した農業委員会が責任を問われるのではないかと、ということ懸念しております。以上のことが起きないように、事務局には許可を出しました後に、担当の部署としっかり協議をしていただいて、その結果については、来月の総会で報告をお願いします。

○事務局(浦川優也君) わかりました。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の8ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑1694㎡を売買により取得し、牛舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した[]から[]へ約[]km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、牛白血病対策により、新たに牛舎が必要なため、牛舎1棟、駐車場2台、ロール置場、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。この案件は、先ほど4条であがりました農地に隣接している農地です。説明がありました通り、牛白血病に感染していない牛を感染している牛から離すような対策のため、牛舎を建てるということで申請があがっていると思いますが、今

後必要な事となってきますので、ご審議よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 10番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑39㎡を売買により取得し、墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の墓地が参拝するのに不便な場所にあるため、墓碑1基、通路として整備し、利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、隣接した農地が違反転用状態のため、速やかに転用申請を行う旨を示した誓約書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。6月21日に地元の原田推進委員と現地確認に行ってみました。ただいま事務局から説明がありました通り、誓約書も出ております。慎重なる審議をよろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありますか。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。誓約書を書かれたのは、申請者の方でしょうか。

○事務局（濱朋也君） 譲渡人が書かれました。

○10番（富崎ますみ君） わかりました。以前、亀場の土地を見て周るときに、前任の山本推進委員さんが、お墓の所有者に、「申請してください」というのを言われて、同行したことがあります。墓地の申請は、お墓の持ち主さんが申請する事になっているのでしょうか。

○事務局（井上拓海君） 墓地そのものを建てるのは、譲受人さんです。今回は、地主である譲渡人さんから土地を売買して、墓地を建てるということで申請があがってきています。航空

写真を見ていただければ分かれるように、赤枠の部分が、墓地を建てる場所なのですが、残りの残地の部分について、駐車場になっている部分があるので、その部分を、きちんと転用申請をするという旨を示した誓約書を譲渡人さんから出ています。以上です。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。事務局の方から説明がありましたが、譲受人の今のお墓が少し離れたところにあるみたいで、申請地に移設をして、供養をしやすいしたいとの事でした。

○10番(富崎ますみ君) わかりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 11番について説明します。この案件は、令和3年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和4年4月に除外されたものです。転用者は五和町の法人で、五和町の畑145㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宿舍の駐車スペースが不足しているため、宿舍1棟、駐車場3台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の17ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。こちらは6月22日に地元の田口推進委員と現地確認をして参りました。ただいま事務局から説明がありました通り、農振農用地の除外申請があり、見込みありということで、除外がなされました。こちらは■■■■が、研修生をこれから受け入れていく中で、考えていらっしゃるという事でしたので、今回、空き地を活用したいということで申請があがっています。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第76号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(井上拓海君) 資料②の9ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が11件、再設定が6件、合計17件で、筆数37筆、総面積が86,273㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の18ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第7、議第77号、非農地証明書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が3件、五和地域が1件の計4件です。筆数は全体12筆、面積は9455㎡となっております。資料③の19ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の19ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■kmと1.8kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が4番から10番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■kmと■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真です。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次に11番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■km

のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が12番の地図です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■へ約■■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番から10番について意見及び質疑はございませんか。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。お尋ねしたいことがあります。4番から8番の航空写真の中に、地目が宅地の場所があります。宅地を非農地だという判断を農業委員会がすることができるのかを教えてくださいませんか。

○事務局（浦川優也君） 5番から8番のところですが、筆界未定地となっています。法務局にこのことに関して確認をいたしました。そうしたところ、航空写真上では宅地がすでにもないような状態のところでした。申請者が法務局に行っており、まとめて非農地申請するので、非農地として認めてくださいというような、願いがあったそうです。法務局も事務局が許可すれば、非農地で登記をしますというようなことで、説明がありましたので、問題がないというようなことで、お知らせします。

○議長（本田実君） 今の回答でよろしいでしょうか。

○10番（富崎ますみ君） ありがとうございます。

○事務局（浦川優也君） もう一点よろしいでしょうか。基本的には筆界未定地で宅地が入っていた場合は、原則として宅地の部分を確定しなければ、事務局としては、非農地の確認や認定はできませんのでご留意ください。今回は、全体が山林のような状態で、これは例外的なケースとなります。筆界確定の必要性の有無については、航空写真や現地の状態から判断していただければと思います。

○事務局（上原和之君） そして現地の真ん中あたりに老朽化した家がありました。その部分はもう求積面積できちんと測っており、残りの部分が、全て非農地になるような山林でした。事務局としては、家の在った部分を除外して、確認をさせていただきました。

○議長（本田実君） 今の説明で分られましたか。

○10番（富崎ますみ君） わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 11番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 12番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第8、議第78号、空き家に付属する農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の20ページをご覧ください。空き家に付属した農地指定申請書件数は栖本地域が1件。筆数は全体で2筆となっております。スクリーンをご覧ください。1番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真です。こちらも空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり、今後遊休農地になることが見込まれます。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番(猪原真滋君) 5番猪原です。6月22日最適化推進委員の松本さんと二人で現地確認に行きました。今回は、空き屋に付属した農地ということで、私も勉強してから行っただけですが、対象の建物が空き家ということは知りませんでした。それくらいきれいに手入れをされていて、農地も同じように丁寧に手入れをされていました。ここは、取水排水ともにしっかりと整備されており、今回は空き家バンクということですので、すぐに耕作されるといいなという風に思って見てきました。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

○9番(川口明君) 9番川口です。この空き家に付属した農地というのは、指定されるとどんなことがあるのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 空き家に付属した農地に指定されますと、今度空き家に住まれる方がこの農地を取得するときに、本来であれば4反以上の耕作を必要なのですが、100㎡以上で農地を取得することが出来るというような制度となっております。

○議長(本田実君) 空き家となったところの近くに使われていない農地がある場合、可能であれば農地も一緒に買ってくださいという制度です。もしも空き家だけ売って農地は買わないということになりましたら、他の方に農地を売る必要がありますが、それはなかなか難しいのが現状です。なので、できるだけ農地を空き家と一緒に買っていただき、そうしていただければ、農地の下限面積を大幅に引き下げることができるようになっていきます。

○9番(川口明君) ありがとうございます。空き家は借りの場合でも適用されるのですか。

○事務局(浦川優也君) 指定されるためには、所有権の移転が必要になります。

○9番(川口明君) わかりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の21ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件、どちらも田を畑に変更したいというものでした。第4条・5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これもちまして、令和4年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

16時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 水田 美

署名委員 川口 明

署名委員 富崎 ますみ